

第1号様式（第5条関係）

茶室利用申込書

平成 年 月 日

県立大磯城山公園 園長 殿

申請者 住 所 〒

団体名

氏 名

電 話 () -

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

公益財団法人神奈川県公園協会茶室管理規程第5条の規定により、下記のとおり申し込み
ます。

| | |
|-----------|--|
| 利 用 施 設 | 城山庵 ・ 控えの間 |
| 利 用 の 目 的 | |
| 利 用 日 時 | 城 山 庵：平成 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分まで 控えの間：平成 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分まで |
| 利 用 人 員 | 人 |
| 貸 出 茶 道 具 | 有 ・ 無 |
| 責 任 者 | 住 所 〒 氏 名 電話番号 () - |
| そ の 他 | ※釜をかけるお部屋にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 城山庵 <input type="checkbox"/> 控えの間 |

大磯城山公園管理事務所 FAX : 0463-61-6935

ご利用日：平成 年 月 日
様

| No. | 貸出し道具 | 貸出し 可能数 | 貸出し 希望数 | 返却 |
|-----|--------------------------|------------|------------|----|
| 1 | 【炉一式】（釜、かん、五徳、炉縁） | 1式 | | |
| 2 | 【風炉一式】（釜、風炉、小板、かん、五徳、前瓦） | 1式 | | |
| 3 | 炭形電熱器 | 1 | | |
| 4 | 火起し、火箸、火消し壺 | 3 | | |
| 5 | 水指 | 1 | | |
| 6 | 茶碗 | 10 | | |
| 7 | 建水 | 1 | | |
| 8 | 水次（やかん） □蓋あり □蓋なし | 1 | | |
| 9 | 茶巾タライ | 1 | | |
| 10 | 掛軸 | 1 | | |
| 11 | 風炉先 | | | |
| 12 | 花入れ □花を持参する □花を持参しない | 1 | | |

備考欄

茶室利用の「遵守事項」について

※ご利用にあたっての注意事項を下記に示していますので、ご確認ください。

(遵守事項)

- 1 茶室をご利用の方は、次の事項について遵守をお願いいたします。
 - (1) 申込書記載事項の利用目的以外に茶室を利用しないこと。
 - (2) 付属品備品等を許可なく茶室外に持ち出さないこと。
 - (3) 壁、柱、窓等に、ポスターその他これに類するものを、はり紙し、又はくぎ類を打たないこと。
 - (4) 許可なく危険もしくは不潔な物品又は動物を持込まないこと。
 - (5) 許可なく規定以外の火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
 - (6) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと。
 - (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (8) 公園内の立木、草花等を損傷しないこと。
 - (9) 関係職員の指示に従うこと。

(損傷の届出)

- 2 茶室をご利用の方は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を届け出て公園関係職員の指示を受けなければなりません。

(損害賠償)

- 3 施設等に損害が発生した場合、利用者はその損害額を賠償もしくは原形復旧をしなければなりません。

(利用承認の取り消し等)

- 4 利用承認された場合でも、茶室利用の目的に著しく反した利用、または秩序を乱し、公益を害する恐れがある場合など、利用規程に基づいて、利用承認を取り消し、利用を中止していただく場合があります。